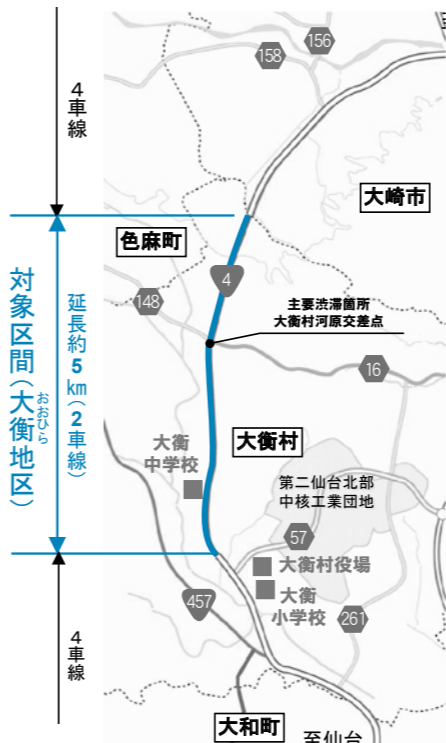


国道4号の道路整備に対する意見を募集します

都市計画課事業調整係 ☎08069

国土交通省では、国道4号大衡村柵木から藤崎までの2車線区間について、今後の道路整備の計画検討のため「計画段階評価」の手続きに入りました。計画段階評価とは、地域の課題や達成すべき目標、計画の評価を行い、事業の必要性や事業内容の妥当性を検証するものです。市内では、古川・三本木地域の一部を対象に意見聴



取を行います。該当する世帯へ意見聴取の用紙を郵送しますので、協力をお願いします。また、国道4号を利用する皆さんの意見聴取方法として、市役所東庁舎、三本木総合支所、道の駅三本木に意見聴取の用紙と回収ボックスを設置します。皆さんが日頃感じている道路交通や地域の課題など、この機会を通じて意見を聞かせてください。

30年目のラブレターinうわじま〜パール婚式のすすめ〜

観光交流課交流担当 ☎07097

結婚30年目の記念日をパール婚式(真珠婚式)といいます。姉妹都市の愛媛県宇和島市では、結婚30年目の「愛の手紙」を全国から募集します。これまで伝えきれなかった「ありがとう」や「大切な人」という素直な気持ちを手紙にして送ってください。

テーマ

夫から妻へ、妻から夫へ、結婚30年を迎えるパートナーへの、これまで伝えきれなかった「ありがとう」や「大切な人」という素直な気持ち、また、これからの願いや誓いの言葉など

応募資格

昭和58年(1983年)1月から昭和60年(1985年)12月の間に結婚した夫婦

募集期間

9月19日(金)まで
応募する手紙の決まり 次の①〜③を満たすこと

- ① 夫から妻へ、妻から夫へあてた手紙(ラブレター)であること
- ② 文字数は目安として1千字以内
- ③ 未発表の手紙であること

※手紙の様式は自由です。直筆でも、パソコンなどで作成してもかまいません。

応募方法

応募者の氏名(ふりがな)、夫の氏名(ふりがな)、年齢、妻の氏名(ふりがな)、年齢、結婚年月日、郵便番号、住所、電話番号、何を見て応募したか、手紙の題名を記入し、手紙と二人の写真を同封して、郵送、Eメールで応募してください。

応募先・問い合わせ先

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1 宇和島市役所宇和島市産業経済部商工観光課

☎08957023
Eメール: shoko@city.uwajima.jp

【特典】 応募の手紙の中から印象の深い作品を選び、3組(6人)の夫婦を宇和島市に招待します。

なお、旅行代金などは、宇和島市の規定に基づいて主催者側が負担します。招待者には直接連絡します。

旅行期間

11月7日(金)〜9日(日)

内容

パール婚式、手紙の披露、パールエステ、真珠アクセサリー作りなど



助成金

大崎市産の木材を使用した木造住宅の建設費用を助成します

農林振興課林政係 ☎07090

県産材利用エコ住宅普及促進事業の利用者のうち、大崎市産材利用者に対し乗せの助成を行います。木材は健康で快適な暮らしを生み出す有効な材料であり、地球温暖化防止をはじめ循環型社会の形成に大きく貢献できる、人と環境に優しい資材です。市産材の利用は、市内における森林の整備や林業・木材産業の振興、山村地域の活性化につながります。

8月1日(金)〜平成27年3月31日(火)予算に達した時点で終了) 助成金上限額 50万円 募集戸数 先着20戸 対象者 次の①から④および表1の要件をすべて満たす人 ①市内に自ら居住するため

県産材利用エコ住宅普及促進事業の利用者のうち、大崎市産材利用者に対し乗せの助成を行います。木材は健康で快適な暮らしを生み出す有効な材料であり、地球温暖化防止をはじめ循環型社会の形成に大きく貢献できる、人と環境に優しい資材です。市産材の利用は、市内における森林の整備や林業・木材産業の振興、山村地域の活性化につながります。

Table with 2 columns: 区分 (東日本大震災で半壊以上の認定を受けた住宅, それ以外の住宅) and 要件 (主要構造部材に市産材を50%以上かつ8㎡以上使用する住宅, 市内に本社を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工する住宅に加えて、市内に円滑化のため、県内に支社や支店を有する業者が施工する住宅, 市内に自ら居住用とする木造戸建て新築住宅, 平成27年3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、市産材および優良みやぎ材(市産材)の使用量ならびに現地の確認が可能な住宅)

補助金

大崎市アグリビジネス創出整備支援事業

農林振興課農業経営係 ☎07090

これからの農業では、米や野菜などの1次産物を自分たちで加工・販売したり、食事として提供するなどの「6次産業化」により付加価値を上げて、収益を拡大することが求められています。

6次産業化を目指すためには、まず食品衛生法上の許可を取得できるよう、農産加工施設などの整備が必要になります。

市では、農業者の農産加工施設や農家レストランなど、市内でのアグリビジネス事業を創出拡大していくために、認定農業者などが行う農産加工施設などの整備を支援します。

農業者のみならず、この機会にアグリビジネス事業に挑戦してください。

対象者 認定農業者、認定新規就農者、農業法人、農林業者

が3戸以上で構成する団体・組織 ※国や県で実施している補助事業を活用して整備などをする場合、対象になりません。

補助対象経費

農産加工施設や農家レストランなどの改修や整備、製造や製品に関する機械などの導入経費 ※事務用備品、冷暖房設備などは補助対象になりません。

補助率

補助対象経費の2分の1以内

補助金上限額

150万円(農家レストランなどの施設整備の場合は500万円)

申し込み

8月29日(金)まで農林振興課(市役所東庁舎2階)または各総合支所地域振興課へ申し込み